

コクヨグループ贈収賄・腐敗行為防止ポリシー

1. 定義

本ポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「**腐敗行為**」とは、贈収賄、強要、マネーロンダリング、横領、司法妨害など、あらゆる形態の腐敗行為をいう。
- (2) 「**贈賄**」とは、直接・間接を問わず、不当な便宜を得ることを目的として、公務員や取引相手に対し金銭その他の利益（金銭その他の利益には「金銭、金券、ギフト券、融資、担保、保証／招待／寄付、スポンサー費／謝礼、リベート、販促費、値引き／本人や親族の就職の機会等」を含みます。）を供与し、またはその申し込み若しくは約束を行うことをいいます。
- (3) 「**公務員等**」とは、①国内外の政府又は地方公共団体の公務に従事する者、②国内外の政府関係機関の事務に従事する者、③国内外の公的な企業の事務に従事する者、④公的国際機関の公務に従事する者、⑤外国政府等から権限の委任を受けている者をいいます。
- (4) 「**公的な企業**」とは、国内外の政府又は地方公共団体が、①議決権のある株式の過半数を有している②出資金額の総額の過半数にあたる出資を行っている③役員を過半数を任命もしくは指名している、のいずれかに該当する事業者（公益法人も含みます）及びこれに準ずるものとして政令で定める者をいいます。これに準ずるものとして政令に定める者は、国内外の政府又は地方公共団体が、①総株主の議決権の過半数の議決権を直接保有している②株主総会での全部または一部の決議について許可、認可、承認、同意等を行わなければ効力が生じない黄金株を支配している③間接的に過半数の株式を所有することなどにより事業者を支配している、のいずれかに該当する事業者をいいます。
- (5) 「**民間企業等**」とは、コクヨグループの事業に関与する全てのビジネスパートナー（お取引先様及びその役員、従業員を含みますが、これらに限られるものではありません。）をいいます。
- (6) 「**ファシリテーションペイメント**」とは、公務員等が実施する定型的な行政サービスに係る手続きの円滑化または迅速化の実現を目的とした少額の支払いのうち営業上の不正の利益を得るために支払うものをいいます。
- (7) 「**代理人等**」とは、コクヨグループが業務を委託する第三者をいい、販売代理店やエージェント等を含みますが、これらに限られません。

2. 目的

本ポリシーは、政治、行政、公的機関、民間企業等との健全かつ透明性のある関係の維持のため、コクヨグループが法令を遵守し、贈収賄及び腐敗行為を行わないための基本的事項を定めることを目的とします。また、本ポリシーは、コクヨ株式会社の社内規程とします。コクヨ株式会社及び各子会社（以下「コクヨグループ各社」といいます。以下、同じ。）は共通に本ポリシーの適用を受け自らの役職員（取締役、監査役、執行役員その他の役員及びフルタイムの従業員、パート、アルバイト、派遣・契約社員を含みます。）をして本ポリシーを遵守せしめるとともに、腐敗行為防止に係る社内規程を策定し、適正に運用します。

3. 法令の遵守

コクヨグループ各社は、事業を展開するすべての国・地域における贈収賄及び腐敗行為防止関連法令を遵守し、あらゆる形態の腐敗行為に関与しないこととし、日本国内においては、国家公務員倫理法の規律を踏まえた社内ルールを周知徹底します。また、外国の法令に関しては、その域外適用にも留意します。

4. 公務員等への贈賄の禁止

コクヨグループ各社は、直接的・間接的にかかわらず、公務員等に対する贈賄を行いません。また、公務員等から贈賄の要求があった場合は、そのような要求を拒否し、ただ

ちにリスクマネジメント本部又はその指定する部門に報告し、対処します。

5. 民間企業等との贈収賄の禁止

コクヨグループ各社は、直接的・間接的にかかわらず、コクヨグループ各社に適用される法令に違反して、民間企業等に対する贈賄を行いません。また、コクヨグループ各社に適用される法令に違反して、民間企業等から賄賂を受け取りません。

6. 適切な接待・贈答等

コクヨグループ各社は、贈収賄の未然防止及び業務遂行の遵法性担保のため、各社において接待及び贈答に関するルールを制定するものとします。

7. ファシリテーションペイメントの禁止

コクヨグループ各社は、直接的又は間接的にかかわらず、ファシリテーションペイメントの支払いを禁止します。

8. 代理人等による贈収賄の禁止

コクヨグループ各社は、決して代理人等に対して贈収賄の指示を行いません。また、代理人等の第三者の選任に際しては、本ポリシーの遵守を契約等にて要求します。

9. 贈収賄防止のための体制

コクヨグループ各社は、贈収賄防止のための社内規程の策定、グループにおける贈収賄リスクの定期的評価や相談窓口の設置、モニタリングをはじめとした、贈収賄防止管理体制に継続的に取り組んでまいります。また、関連する取締役、役員及び従業員等に対し、贈収賄防止に関する教育や研修を通じて、本ポリシーの周知や贈収賄の禁止に関する啓発を行い、贈収賄防止に努めます。

10. 懲戒処分

コクヨグループは、贈収賄防止関連法令等や本ポリシー、各社の贈収賄防止のための社内規程に違反した取締役、役員又は従業員を、コクヨグループ各社の社内規程等に従い懲戒処分を行うことがあります。

施行日：2025年1月1日

改正日：2026年1月1日

コクヨ株式会社
取締役 代表執行役社長
黒田 英邦

